

給水装置所有者変更届

年 月 日

（宛先）前橋市公営企業管理者

下記給水装置について、給水条例第 19 条の規定に基づき本書を届け出ます。届書記載事項について、後日利害関係人等から異議の申出があった場合、届出人が全責任をもって処理にあたり、水道局に一切の迷惑を掛けないことを確約します。

なお、給水装置の維持管理に当たっては、給水条例を遵守して水道局の指示に従います。

水道番号			
届出人 (新所有者)	住所	〒 ー	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ	☎ 電話
変更期日	年 月 日		
給水装置設置場所	前橋市		
変更の理由	1 売買 2 相続 3 贈与 4 その他（ ）		
旧所有者	住所	〒 ー	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ	電話

代理人を選定する場合は、下記を記入してください。

代理人	住所	〒 ー	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ	電話

届出人以外が持参する場合は、下記を記入してください。

持参人	届出人との関係（ ）		
	住所	〒 ー	部屋番号・方書
	氏名	フリガナ	電話

- （注） 1 給水装置を土地や家屋と切り離して、他人に譲渡することはできません。
2 変更の理由が売買等の場合、新所有者が取得したことを公証する書類を添付してください。

受付		処理	
	月 日		月 日